

保険医療課
担当：国保・年金チーム 富田
(0562-36-2653)

国民健康保険に傷病手当金制度を新設

国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者の方を対象に、傷病手当金制度を新たに設けました。

1 対象者

給与等の支払いを受けている被保険者のうち、次のどちらかに当てはまる方の属する世帯の世帯主

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した方
- (2) 発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方

2 支給期間

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

3 支給額

直近の継続した3ヵ月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
給与収入の全部又は一部を受け取ることができる方に対しては、給与収入を受け取ることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

ただし、受け取ることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ない時は、その差額を支給します。

4 適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間。入院が継続する場合などは、最長1年6ヵ月まで

5 申請方法

既定の申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）による申請が必要です。ただし、医療機関記入用は、医療機関を受診した場合に限ります。

6 市補正予算

歳入、歳出とも250万円を計上。国の特別調整交付金で全額財政支援を受けます。